

報告第 11 号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成 24 年多可町条例第 36 号）本則第 1 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 27 日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第5号

損害賠償の額の決定及び和解について

賠償事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

令和6年8月9日専決

多可町長 吉 田 一 四

記

事故の区分及び 事故発生年月日	賠償事故 令和5年4月15日
事故発生場所	兵庫県多可郡多可町八千代区中野間363番地108付近
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	金90,962円也
事故の概要	相手方が運転する車両がガルテン八千代グラウンド南側駐車場に西側出入口から進入し、緩やかな坂を下り終えようと車両の前面が駐車場内に差し掛かった時、坂の斜面から平面となる路面の一部が沈下しており、車両のフロントバンパー右下部が路面に接触し、損傷した。 (過失割合 町75% : 相手方25%)